

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

---

令和5年10月10日 午前 9時55分 開 議

---

出席委員

委員長 久松 公生  
委員 櫻井 繁行  
委員 小倉 博  
委員 服部 栄一

---

欠席委員

副委員長 設楽 健夫

---

委員外委員

なし

---

出席説明者

教育委員会教育長 井坂 庄衛  
教育部長 坂本 重男  
学校教育課長 仲澤 勤

---

出席書記名

議会事務局 宮城 恭子

---

## 議 事 日 程

令和5年10月10日（火曜日）午前 9時55分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 自転車シェアリング事業について
  - (2) その他
3. 閉 会

---

開 議 午前 9時55分

○久松公生委員長

それでは、おはようございます。

定刻前ではございますが、そろいましたので始めさせていただきます。

委員の皆さまには、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○教育長（井坂庄衛君）

おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

小中義務教育学校につきましては、9月下旬からインフルエンザによる学級閉鎖が多数発生しています。保護者の皆様に対しても注意喚起をお願いしているところでございます。

また、今年度から2学期制を導入し、本日、2学期の始業式を迎えておりますが、インフルエンザとともに、新型コロナウイルス感染症につきましても、引き続き、感染症感染拡大防止に努めながら、児童生徒の健全な学校生活の機会を確保してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日は、第3回定例会で補正予算の議決をいただきました自転車シェアリング事業についてご審議いただくことをお願いしております。

委員の皆様には今後の本市行政遂行へのご助言含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、宮城係長を指名いたします。

本日の日程は会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

ここで暫時休憩いたします。 [午前 9時57分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 9時59分]

(1) 自転車シェアリング事業についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

自転車シェアリング事業につきまして、事業の進捗並びに今後のスケジュール等についてご説明をさせていただきます。

学校教育課長のほうから、内容につきまして説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、事件の（１）通学用自転車シェアリング事業について説明をさせていただきます。

初めに、タブレットの資料でございますが、保護者の通知というものを２種類、９月２７日に発送しております。

１つ目が資料の１番、来年度、進級・進学します６年生の保護者へ発送したものでございます。ナンバー２のほう、現在の中学生及び義務教育の後期課程の７年生、８年生の保護者へ通知したものといたします。

内容につきましては、どちらも通知の表中の２番から５番までは共通の内容でございます。この中で、１番の対象者でございますが、ナンバー１の６年生の保護者宛での通知でございますが、こちらの対象者につきましては、スクールバスを利用せず、自転車通学が認められる者という内容となっております。

ナンバー２の対象者でございますが、こちらは７年生、８年生にありましては、自転車通学の許可者で、スクールバスを利用せず、今年度実施の自転車購入補助を受けていない方が対象となり、さらに現在、通学に使用中自転車がございまして、その自転車に不具合等があり、それを必要とする方を対象とする旨を記載してございます。

また、この通知と一緒に送付したものがナンバー３の通学用自転車無償貸出しの申し込み兼同意・誓約書でございます。

こちらにつきましては、申し込みに当たり、利用者が遵守すべき事項を記載したもので、議案審査特別委員会時でも懸案となっております貸出自転車の損傷等による修繕等、こちらにつきましては、誓約事項の３番、４番でございます。こちらに記載してございます自らの責任と費用負担で整備し、原状回復する旨を記載してございます。

続いて、資料のナンバー４、紙ベースの資料でございます。

かすみがうら市通学用自転車貸出業務委託仕様書案でございます。

こちらには今回、プロポーザルで審査する車両の仕様や、契約期間、車両の台数、保守点検等の基準を記載したものでございます。１０月１２日には公開予定でございます。その事前資料となりますので、取扱いには十分ご注意ください、会議が終了後には回収をさせていただきたいと思っております。

まず、車両の仕様についてですが、先の決算審査特別委員会後にご説明をいたしましたものと同様でございますが、一番最後、別表２ということで、資料の４ページでございます。こちらはの前までは一番下のところに、ＴＳマークを満たすための部品交換というものが記載してございましたが、今回、こちらの記載を削っております。こちらにつきましては、先ほどの申し込みの同意・誓約書の中で、保護者が行うべき事項として重なるものですから、こちらを削除させていただいております。

最後になりますが、資料の５番のスケジュールでございます。そちら概要案でございます。見立ての内容を含む現在の計画の予定でございます。今後、調整、協議等を要するものもございまして、会議終了後にこちらを回収させていただきます。

基本は、学校、保護者、プロポーザル、事業者ごとにそれぞれの区分しております。

主な流れといたしましては、先ほどの資料のナンバー１からナンバー３についての通知を、９月２７日、

学校を通じまして、保護者へ送付して、貸し出しの申込みを本日まで行ってございます。この結果を、明日には学校で取りまとめていただき、その台数を確定いたしまして、予備車両を含めた総数を、先ほどの資料4、仕様書案の6のところでございます。資料の2ページでございます。こちら約170台となっておりますが、こちらの台数を確定させまして、最終的なプロポーザルの仕様書といたしまして、公表をする予定でございます。

また、その公表後におきましては、1週間程度、質問の受付及び参加申請の受付期間を設けまして、10月24日に質問の回答、10月26日には参加確認通知を発送予定でございます。参加資格を有する事業者から11月9日までに企画提案書の提出をいただき、11月中旬に予定します審査会に諮る予定でございます。審査結果基準点を満たす最上位得点の事業者と11月中旬に契約を締結いたしまして、3月の納車に向け、詳細を調整しながら進めていくこととなります。

納車引き渡しにつきましては、学校ごとに生徒、保護者立合いの下行いたいと考えてございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

これ、課長、もう少し仕様書案について、今日、この案件1本だけなので、もう少し詳細に説明いただいてもいいですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

暫時休憩をお願いします。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時10分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開します。 [午前10時58分]

ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

仕様書については課長から概要説明あったので、その程度にさせていただいて、混乱なきように、プロポーザル方式の入札、しっかり粛々と、公平中立に進めていただきたいというところと、ガルーンのほうで同意書、誓約書ということで今日、添付してもらっていますけれども、年に1回の自転車に対する点検等もあるということが、なかなか保護者としての認識がない、また、何か壊れているときというのは、そこは当事者というか、自分のほうで費用負担をして、借りたものは直さないとTSマークも貼ってもらえない、というところがあったと思うので、3年に1回の業者のところはまた、仕様書も明記されているし、誓約書のほうに入れられればあれでしょうけれども、そういったところ、年に1回、車で言えば車検のようなことがあって、それがなければTSのマークが取れないので、修繕が必要なときにはしっかり直してくださいというようなところをもう少し、具体的に、誓約書等に入れていただきたいというところと、この制度設計自体は、3年後には3つ下の子どもたちが使うという、ところもあるんで、やはり、物をしっかり大事に使うというところもあると思いますから、利用する子どもたち自体にもそういった制度であるということをよく理解をしていただいて、何かしらの形で同意を得るような形を取ってもらえれば、より良い、次の世代につながっていくような制度設計とか、事業になるような気がするので、そういったところも誓約書を含めて、執行部というか担当課のほうで考えていただきたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今、2点ほどご意見いただきましたところでございますが、毎年の各自の点検ということがこの誓約書の中でなかなか読み取れない部分があるということなので、その辺も確実に保護者に伝わるような内容の通知というものを、今後差し上げていきたいと考えます。

また、もう一点の生徒等に物を大切に扱うその心の教育といったところにつきましても、どういう書面がいいのかというのについては、今後内部で検討させていただいて、こういったものが確実に生徒に浸透して、次の世代にまたその自転車が引き継がれて、大切に乘っていただけるような教育というものを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○久松公生委員長

ありがとうございます。

教育長のほうからも何か、この事業に対して初めてですので、あればお願いします。

○教育長（井坂庄衛君）

そうですね、いろいろの問題点はありましたが、実際に実施した中で改善していくのと、先ほど議員おっしゃったように、物を大切にすることは非常に重要、教育の上では重要ですので、やはり責任を負わせるのではなく責任を持たせる意味で、決定通知の段階で、子どもたちの署名等もあるといいのかなと、今後さらに検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、最後に委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じ上げますが、ご異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、意義もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時04分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生